

2022年5月20日

株主の皆様へ

双日株式会社

第19回定時株主総会「第2号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明

2022年6月17日開催予定の第19回定時株主総会に付議する「第2号議案 定款一部変更の件」の内容のうち、(1)株主総会の招集に係る変更(以下「本議案」という)に関し、当社の見解を以下の通り補足説明いたします。

株主の皆様には、ご理解いただき、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

本議案は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行に対応し、当社の株主総会開催方式の選択肢の拡充を目的とするもので、本議案が承認可決され、定款の変更の効力が生じた場合は、当社の株主総会の開催方式として、現行の会場を用いたリアルでの株主総会やハイブリッド(出席型)バーチャル株主総会(注1)だけでなく、バーチャルオンリー株主総会(注2)が選択可能となります。

当社は、株主の皆様との対話機会の確保を基本にして最大の目的とし、会場への来場が物理的に困難な場合でも株主の皆様が株主総会へご出席いただけるよう、バーチャルオンリー株主総会開催を可能とする選択肢を将来にわたり継続的に保持したく、さらに、不確実な外部状況が今後続くことを踏まえ、かかる選択肢を早期に確保しておくことが株主の皆様の利益に資するものと考え、本議案を付議することといたしました。

然しながら、バーチャルオンリー株主総会を開催することが可能になったとしても、平時にて、直ちにバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。また、特に株主の皆様との対話を必要とする場合に、物理的な場所での対話を希望する株主の皆様の利益を不当に侵害する意図をもって、バーチャルオンリー株主総会を開催することはありません。

本議案をご承認いただきました後の株主総会の開催方式については、株主の皆様の権利と安全を最優先に考え、その時々で発生する社会的要請や、株主の皆様と当社を取り巻く状況を踏まえ、株主総会開催の都度、取締役会の慎重な審議により決定してまいります。

(注1) 取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所で株主総会(リアル株主総会)を開催すると同時に、リアル株主総会の場に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて遠隔地から出席し、議決権行使や質問等ができる株主総会。

(注2) 物理的な会場を設置せずインターネット上などで開催され、株主が会社法上の「出席」ができる株主総会。

以上